

令和元年（行ウ）第275号，同第598号 環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 外47名

被告 国

2021年（令和3年）3月3日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

準 備 書 面 10

原告ら訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 久 保 田 明 人

弁護士 千 葉 恒 久

弁護士 森 詩 絵 里

弁護士 吳 東 正 彦

弁護士 長 谷 川 宰

弁護士 浅 岡 美 恵

(被告準備書面(5)における求釈明事項についての回答)

1 原告適格一覧表「A-1 3km内」の該当性判断について

原告らの2020年(令和2年)4月27日付準備書面4に添付された原告適格一覧表(以下「原告一覧表」という。)の「A-1 3km内」の該当性については、原告らの2020年(令和2年)3月13日付準備書面3の「第1」で述べたとおり、当該原告が、本件の新設発電所の事業予定地から、3キロメートルの区域を包含するように市町村の区域内の町若しくは字の区域の境界などによって区画される地域に居住しているか否かで判断をしている。

改めて述べるが、神奈川県環境影響評価条例は、本件の新設発電所のような一定規模以上の火力発電所については、事業者が実施計画書及び予測評価書案又は条例方法書及び条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域として、

「対象事業の実施区域又は当該法対象事業の実施されるべき区域の周囲から3キロメートルの区域を包含するように市町村の区域内の町若しくは字の区域の境界などによって区画される地域」を関係地域とするとしており(神奈川県告示昭和56年6月1日第489号「神奈川県環境影響評価条例の規定により事業者が実施計画書及び予測評価書案又は条例方法書及び条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域を定めるに当たり従うべき基準」。甲58)、関係地域で居住・勤務・あるいは農業や漁業に業務に従事する者を公聴会の対象とするなど環境影響評価手続上の保護対象としている(同条例第47条第1項。甲57)。

これは、当該関係地域に居住等をする者は、典型的に、大気汚染による健康又は生活環境に係る著しい被害及び温排水によって生業手段に対する著しい被害を直接的に受けるおそれのある者といえるためであり、同条例はそのような被害を受けるおそれのある関係地域に居住等をする住民を法律上保護しているものである。

そして、そのような法律上の保護の対象となっているのは、関係地域に居住等する者、つまり、「対象事業の実施区域又は当該法対象事業の実施されるべ

き区域の周囲から3キロメートルの区域を包含するように市町村の区域内の町若しくは字の区域の境界などによって区画される地域」に居住等をする住民である。「対象事業の実施区域又は当該法対象事業の実施されるべき区域」から3キロメートル内に居住等をする者、ではない。

原告適格一覧表「A-1 3km内」で示した原告らは、いずれも、「対象事業の実施区域又は当該法対象事業の実施されるべき区域の周囲から3キロメートルの区域を包含するように市町村の区域内の町若しくは字の区域の境界などによって区画される地域」に居住等をする者であるから、原告適格が認められるものである。

以 上